新型コロナウイルス感染症に関する情報

感染症対策のため、各施設・事業は利用人数やサービスなどを一部制限して開館・実施しています。利用・参加を予定している方は、事前にお問い合わせいただくか、市HP（上の２次元コードからアクセス可）や主催団体HPなどで最新情報をご確認ください。また、マスク着用などの感染症対策をした上で利用・参加をお願いします。

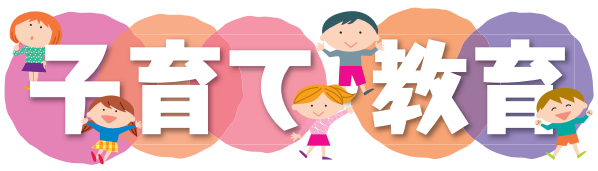

児童育成手当の申請はお済みですか

６月分以降の児童育成手当は、申請者の令和２年分（令和２年１～12月）の所得をもとに支給の可否を決定します。これまで所得制限により手当を受給していない方は、令和２年分の所得が所得制限額未満となった場合、手当を受給するためには新規申請が必要です。

他申請に必要な書類や所得制限は、子ども家庭課へ問い合わせ※児童育成手当はひとり親家庭などや児童に一定の障害のある家庭のための手当

申問子ども家庭課☎481－7093

子育て支援情報誌「元気に育て!! 調布っ子」を配布

子どもの健康、各種手当や医療費助成制度、保育園・幼稚園・学童クラブなど、市の子育てに関する情報を掲載しています。

配布場所／子ども政策課（市役所３階）、健康推進課（文化会館たづくり西館保健センター４階）、中央図書館、神代出張所、子ども家庭支援センターすこやか、子ども発達センター、各児童館・公民館、市民プラザあくろす

問子ども政策課☎481－7757

東京都出産応援事業

対次の①または②に該当する世帯①令和３年１月１日～３月31日に出産し、出生日に都内に住民票があり、かつ令和３年４月１日に調布市に住民票がある②令和３年４月１日～令和５年３月31日に出産し、出生日に調布市に住民票がある

内子育て支援サービスや育児用品など（新生児１人当たり10万円相当）を提供

他対象世帯に、サービス申し込みに必要な専用IDを記載したカードを配布。詳細は市HP（右の２次元コードからアクセス可）参照

配布予定時期／①５月中旬頃
②出生後おおむね３カ月以内

問健康推進課☎441－6100

①わくわく育児教室「らいおんクラス」

日６月１日㈫午前９時40分～11時

対令和２年４～６月生まれの子どもと保護者

内子どもの発育、生活リズム、幼児食、歯磨きなど

②わくわく育児教室「こあらクラス」

日６月１日㈫午後１時30分～３時

対令和２年10～12月生まれの子どもと保護者

内子どもの発育、生活リズム、離乳食、上手な食べさせ方など

①②共に

所文化会館たづくり西館保健センター２階

定申し込み順20組

申問５月12日㈬午前９時から健康推進課☎441－6081へ電話または電子申請（各２次元コードからアクセス可）から申し込み

６月のもうすぐママ・パパ教室

コース名	内　容	日　時	実施場所
１回コース	赤ちゃんのお世話など	12日㈯午前	保健センター

対令和３年９～11月に初めて出産を迎える母親・父親

定申し込み順18組程度

他３回コースは定員に達したため申し込みを終了

申問電話で健康推進課☎441－6081へ

中学生長崎平和派遣の事前説明会は動画配信に変更

市報４月20日号の掲載情報から変更になりました。

他動画は５月31日㈪まで視聴可。平和派遣への参加申し込みは５月26日㈬まで

申問Ｅメールに氏名（ふりがな）、「長崎平和派遣説明会動画視聴希望」を明記し、文化生涯学習課☎481－7139・Ｅbunsin@w2.city.chofu.tokyo.jpへ

子ども家庭支援センターすこやか
〒182－0022　国領町３－１－38 ココスクエア２階
☎481－7733（午前９時～午後５時）　専用HPあり

●小児科医による健康相談

日５月18日㈫午前10時30分～11時30分

講貫井清孝（すこやか協力医）

定申し込み順５人

申電話または直接すこやかへ

他治療行為は行いません

●エンゼル大学
「アラフォーママ講座　ゆるゆるながらストレッチ」

日６月９日㈬午前10時～11時

対市内在住で初産35歳以上の母親

講菅原のり子（ダンサー、振付師、ストレッチインストラクター）

定20人（多数抽選）

保１歳６カ月以上（定７人（多数抽選））

申５月６日㈭午前９時～12日㈬午後５時に電話または直接すこやかへ

他子ども同伴での受講も可

児童に関する手当・医療費助成制度

各種手当を受給するには申請が必要です。乳幼児医療費助成制度、心身障害者福祉手当（市制度）以外は全て所得制限があります。　問子ども家庭課☎481－7093・障害福祉課☎481－7089

名　称	対　象	概　要	支給月	担当
児童手当	子育て家庭／母子・父子家庭／母子・父子家庭で障害のある児童（者）のいる家庭／障害のある児童のいる家庭	**対象**／中学校修了前の子どものいる家庭　**支給金額**／０～３歳未満＝月１万5000円、３歳～小学６年生のうち第１子・第２子＝月１万円、第３子以降＝月１万5000円、中学生＝月１万円、所得制限超過世帯＝月5000円（児童１人につき）　※保護者が公務員（公益法人などに派遣されている方は除く）の場合は職場で申請	２・６・10月	子ども家庭課
乳幼児医療費助成制度		**対象**／小学校就学前の乳幼児（生活保護受給者や、健康保険未加入者は対象外）　**助成内容**／保険診療の自己負担分（入院時の食事療養費の自己負担分は除く）　**※所得制限なし**	――	
義務教育就学児医療費助成制度		**対象**／小学１年～中学３年の児童（生活保護受給者など健康保険未加入者は対象外）　**助成内容**／【市民税非課税世帯】保険診療の自己負担分、入院代・薬代の全額（入院時の食事療養費の自己負担分は除く）【市民税非課税世帯以外】通院１回につき200円を超える保険診療の自己負担分、入院代・薬代の全額（入院時の食事療養費の自己負担分は除く）　**※小学生は所得制限なし。中学生は所得制限あり**	――	
児童扶養手当		**対象**／18歳に到達する日以後最初の３月31日までの児童、または一定の障害のある20歳未満の児童（者）を養育している母子・父子家庭。または父母のどちらかに一定の障害のある家庭　**支給金額**／第１子＝月１万180～４万3160円、第２子＝月5100～１万190円加算、第３子以降＝月3060～6110円加算	奇数月	
児童育成手当		**対象**／18歳に到達する日以後最初の３月31日までの児童を養育している母子・父子家庭。または父母のどちらかに一定の障害のある家庭　**支給金額**／対象児童１人につき月１万3500円	２・６・10月	
ひとり親家庭等医療費助成制度		**対象**／18歳に到達する日以後最初の３月31日までの児童、または一定の障害のある20歳未満の児童（者）を養育している母子・父子家庭。または父母のどちらかに一定の障害のある家庭（生活保護受給者など健康保険未加入者は対象外）　**助成内容**／保険診療の自己負担分の一部（市民税課税世帯：一割分の自己負担あり。同非課税世帯：自己負担なし。入院時の食事療養費の自己負担分は対象外）	――	
特別児童扶養手当	障害のある児童（者）のいる家庭	**対象**／一定の障害のある20歳未満の児童（者）を養育している家庭　**障害の程度**／①愛の手帳１～３度程度　②身体障害者手帳１～３級程度　③前記と同程度の疾病または障害　**支給金額**／重度障害児（１級）１人につき月５万2500円、中度障害児（２級）１人につき月３万4970円	４・８・12月（11月）	
児童育成手当（障害）		**対象**／一定の障害のある20歳未満の児童（者）を養育している家庭　**障害の程度**／①愛の手帳１～３度程度　②身体障害者手帳１・２級程度　③脳性まひまたは進行性筋萎縮症の児童　**支給金額**／対象児童１人につき月１万5500円	２・６・10月	
重度心身障害者手当	障害のある児童（者）	**対象**／①重度の知的障害で、著しい精神症状を有する方　②重度の知的障害と重度の身体障害を重複している方　③重度の肢体不自由で四肢機能障害の方（座位が困難な方）　**支給制限**／施設に入所している方、３カ月を超えて入院している方、所得が一定以上ある方　**支給金額**／月６万円　※成人も対象、都の判定が必要	毎月	障害福祉課
障害児福祉手当		**対象**／20歳未満の児童（者）で、①身体障害者手帳１級と２級程度の一部の方　②愛の手帳１・２度程度の方　③前記と同等の疾病、障害のある方　**支給制限**／施設に入所している方、障害を理由とする年金を受けている方　**支給金額**／月１万4880円　※所定の診断書が必要　※成人後は他制度あり	２・５・８・11月	
心身障害者福祉手当（市制度）		**対象**／20歳未満の児童（者）で、①身体障害者手帳１・２級の方、愛の手帳１～３度の方と脳性まひ・進行性筋萎縮症の方　②身体障害者手帳３・４級の方と愛の手帳４度の方　**支給制限**／施設に入所している方　**支給金額**／①月7200円　②月6000円　**※所得制限なし**　※成人後は他制度あり	４・８・12月	

★紙面上では市外局番042の表記を省略しています　★講師や出演者の方の敬称を省略しています
★「全○回」と表記している事業は全日程参加が原則です